

【重要】

海外の高等学校等との姉妹校提携等に基づき海外へ留学中の生徒等の一時帰国等に関し、「特定行動」による帰国の希望の申し出があった場合等は対応を御検討ください。

事務連絡
令和3年11月18日

各都道府県教育委員会指導事務担当課
各指定都市教育委員会指導事務担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

海外の高等学校等との姉妹校提携等により留学中の日本人生徒等の一時帰国等に関する「特定行動」について（周知）

11月5日付けで、水際対策の見直しが行われ、「水際対策強化に係る新たな措置（19）」のとおり、ワクチン接種者に対する入国後の行動制限に関して、受入責任者（義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部。以下「高等学校等」という。）が行動管理等に責任を持つことを前提に、入国日前14日以内に10・6日の宿泊施設待機の対象の指定国・地域での滞在歴がない帰国者について、①日本政府にて有効と認めるワクチン接種証明書を保持していること、②事前に受入責任者を通じて業所管省庁（高等学校等に在籍する生徒等について高等学校等を通じて申請する場合は文部科学省。）による活動計画書等の審査を受けたことを要件として、入国後3日目以降に改めて自主的に受けた検査の陰性の結果を厚生労働省に届け出ることにより、4日目以降から、指定席を利用した公共交通機関の移動等、活動計画書で認められた活動（以下「特定行動」という。）が認められています。

各高等学校等におかれては、在籍する生徒等が姉妹校提携プログラム等による留学から一時帰国する場合などに、生徒等から特定行動による帰国について申請の希望があった場合には相談に乗っていただくとともに、特定行動のガイドラインに沿って必要に応じて受入責任者として特定行動の申請を行っていただきますようお願いいたします。

なお、帰国者又は受入責任者が誓約に違反した場合は、助言・指導等の是正措置を講じることとし、必要に応じて、受入責任者に実地検査を実施します。違反が悪質な場合には、当該手続における以後の申請を受け付けないこととして、必要に応じて受入責任者の学校名を公表する場合があります。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては

所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知願います。

なお、本事務連絡は高等学校所管課宛てに送付しておりますので、義務教育諸学校を担当していない場合、必要に応じて義務教育諸学校所管課にも御転送くださいますよう、願います。

【関連リンク先】

○文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00144.html

○内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/news>

○厚労省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

○外務省ホームページ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009164.html

※水際対策に係る新たな措置（19）の内容や申請の仕組み等一般的な御質問は、下記の政府全体共通窓口にご連絡ください。

<政府全体共通窓口> 電話 0120-220-027 0120-248-668 050-1751-2158

(受付時間 9:00～21:00 土日含む)

<問合せ先>

文部科学省 03-5253-4111 (代表)

【高等学校等における留学全般に関すること】

総合教育政策局国際教育課

国際理解教育係 内線 3487

メール：kouryu@mext.go.jp

【特定行動の申請手続等に関すること】

水際対策PT

中長期滞在（留学生等） 内線 5062

短期滞在（スポーツ関係） 内線 5074

（文化関係） 内線 5065

その他 内線 5063

メール：mext-nyukoku@mext.go.jp